

・ 避難行動要支援者名簿に登録したらどうなるのか？

→登録内容が避難支援等関係者へ情報提供されます。避難支援等関係者が事前に把握した情報は、平常時の見守り活動、災害発生時の避難支援、安否確認に活用されます。ただし、避難支援を必ず保証するものではありません。

・ 誰が名簿に登録できるのか？

→弘前市在住・在宅で、75歳以上の高齢者のみ世帯、身体障害者手帳1～3級、愛護手帳（療育手帳）「A判定」、精神保健福祉手帳1・2級、要介護3～5のいずれかに該当し、避難に手助けを必要とする場合に登録できます。その他、難病、歩行困難、日中に75歳以上の高齢者のみの状態になるなど、避難行動に支援を必要とする場合に登録できます。

・ どのようにしたら登録できるのか？

→記入例（新規登録）を参考に、名簿登録申請書を記入し、福祉総務課へ提出してください。

〔新規登録に○印を付けて、同意兼記入欄（裏面の避難計画も含む）を記入してください。〕

代理人による提出、郵送でも受け付けます。なお、民生委員・児童委員が訪問した際に、名簿登録申請書を記入していただいた場合は、民生委員・児童委員が代理提出し、申請を受け付けます。

・ 登録した内容を変更したい。

→記入例（変更）を参考に、名簿登録申請書を記入・提出してください。

〔変更○印を付けて、避難行動要支援者の住所・氏名・生年月日、変更箇所を記入してください。〕

・ 登録を削除したい。（長期間施設に入所することになった・入院することになった）

→記入例（削除）を参考に、名簿登録申請書を記入・提出してください。

〔削除○印を付けて、避難行動要支援者の住所・氏名・生年月日、削除理由を記入してください。〕

・ 町会に加入していないと登録できないのか？

→町会の加入・非加入にかかわらず登録できます。また、名簿提供を希望する町会または自主防災組織には、避難行動要支援者の町会加入・非加入に関わらず、登録された内容が情報提供されます。

・ 緊急時の連絡先は、家族や親戚でなければならないのか？

→家族や親戚がいない場合は、同意を得たうえで家族や親戚以外の方を記載しても構いません。

・ 地域支援者は何をするのか？

→地域支援者は避難支援等関係者とともに、できる範囲で、避難行動要支援者の避難支援や安否確認を行います。ただし、避難支援等関係者同様、法的な責任や義務を負うことはありません。

・ 地域支援者が見つからない。

→地域支援者がやむを得ず見つからない場合でも登録することはできますが、登録後なるべく地域との交流を図るなど地域支援者が見つかるよう努めましょう。なお、登録後に地域支援者が見つかった場合は、変更の届出が必要です。

・ どこに避難をすればいいかわからない。

→指定緊急避難場所及び指定避難所がお住まいの地域のどこにあるのか確認したい方は、弘前市ホームページ（くらし > 防災・消防団 > 災害時の指定緊急避難場所と指定避難所）を確認してください。

《参考》

「避難」とは「難を避ける」ことであり、避難所へ行くことだけが避難ではありません。避難所に行くことにより身体的・精神的負担が増す場合もありますので、事前に下記内容を確認のうえ、ご自身にあった避難をお願いします。

<地震>

自宅が耐震基準を満たす場合（昭和56年度以降建築）は、自宅内の安全な場所に避難をお願いします。耐震基準を満たしていない場合、耐震基準を満たす家族や友人の家、指定避難所に避難をしてください。移動の際は、二次被害が起きないように十分ご注意ください。

<風水害等>

弘前市防災マップを確認し、浸水想定区域でなければ、自宅内の安全な場所に避難をお願いします。浸水想定区域であっても、浸水想定より高い場所に自宅上層階がある場合は、そちらに避難してください。浸水の恐れがある場合は、浸水想定がない又は軽度な家族や友人の家や指定避難所に避難をしてください。

<火山噴火>

弘前市防災マップの避難所リストを確認して避難をしてください。

※内容等が不明な場合、弘前市総務部防災課防災係（電話：40-7100）へお問い合わせください。

○弘前市防災マップ

防災マップ（冊子）は令和2年8月に毎戸配布しています。

なお、防災マップ（冊子）は市役所、総合支所、出張所、市民課窓口において配布をしています。

弘前市ホームページ（くらし > 消防・消防団 > 弘前市防災マップ）でも確認することができます。